なるみ社労士事務所通信 2023年夏号 (10号)



1.ご挨拶

夏も本番を感じさせる暑さが続いております。皆さまいかがお過ごしでしょうか?さて、本号のなるみ社労士事務所通信で第10号を迎えることができました。皆さまからいただくご感想やフィードバックがいつも励みになっており、大変感謝申し上げます。厳しい暑さはまだまだ続きます。水分・塩分を取りながら、お身体にはくれぐれもご留意ください。

なるみ社労士事務所 代表 岡野成美

2.深夜労働について

業務の繁閑によっては、時に深夜労働をせ ざるを得ない企業さまも多くいらっしゃる と思います。今回は深夜労働がある企業さ まの注意点について説明したいと思いま す。

現在、深夜労働として扱われるのは午後10時~翌午前5時までです。

①割增賃金

深夜の時間帯に労働した従業員さんには、 0.25増の割増賃金が必要です。

もし1日8時間を超えて働いている時間が深 夜の時間帯だった場合は1.50増、法定休日 勤務が深夜に及んだ場合は1.60増の割増賃 金が必要です。

所定労働日:9時~23時まで労働

(休憩12時~13時)

→18時~22時まで:1.25増

22時~23時まで:1.5増(1.25+0.25)

の割増賃金の支給が必要

※上記は月60時間超の時間外労働はないものとしての例示です。

②深夜労働の見落としがちポイント

・「管理監督者」

時間外割増賃金や休日割増賃金が必要ないことは知られていますが、実は深夜割増賃金は必要です。

・「健康診断の頻度」

深夜業(午後10時から翌午前5時までの間に業務に従事)を1週に1回以上または、1月に4回以上行う従業員さんには、6ヵ月以内ごとに1回健康診断を実施する必要があります。 (特定業務従事者健康診断)

・「深夜労働の制限」

以下の者に深夜労働をさせることはNGです。

年少者:原則満18歳未満の者(例外あり)

妊産婦:妊産婦が請求した場合

育児を行う者:小学校入学までの子の養育を

行う者が請求した場合

介護を行う者:要介護状態にある家族を介護

する者が請求した場合

3.健康診断のはてな?

◆パートさんにも定期健康診断(1年以内毎に1回、定期的に) を実施しなければならない?

短時間労働者の場合、会社には次の2つを 満たす場合に定期健康診断を実施する義務 があります。

- 1. 期間の定めのない契約により雇用されている者。又は、期間の定めのある契約により雇用されている場合は、1年以上使用されることが予定されている者。
- 2. 1週間の労働時間数が通常の労働者(いわゆる正社員)の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。
- ◆健康診断を受診中の給与はどうなる?
- ◎労働者の雇入れ時の健康診断
- ◎雇入れ後1年以内ごとに1回、定期的に行う健康診断
- →会社と労働者の協議によって定めるべき で、給与支給は義務ではありません。ただ し、受診の費用は会社負担です。
- ◎法定の有害業務に従事する労働者が受ける健康診断(特殊健康診断)
- →受診に要した時間は労働時間にあたり、 給与の支給が必要です。所定労働時間外に 受診した場合は残業代を支給します。

4.事務所からのお知らせ

◇西多摩新聞に掲載されました◇

西多摩新聞(7月7日・6面)に、弊所代表の岡野が登壇した「ハラスメント防止措置対応セミナー」の記事が掲載されました。セミナーで伝えたかったことが的確に文章となり、多くの方に読んで頂けていることに大変感謝し、光栄に思っております。

ぜひ下記QRコードより弊所ホームページ内のブログへアクセスしてご覧ください。

記事はこちら→→



◇夏季休業のご案内◇

誠に勝手ながら、弊所では下記の期間につきまして夏季休業とさせていただきます。 期間中はご不便をおかけ致しますが、何卒 ご了承くださいますようお願い申し上げます。

夏季休業期間:8月10日(木)から 8月16日(水)まで

夏季休業期間中に頂いたお問い合わせにつきましては、17日以降、順次対応させて頂きます。

なるみ社労士事務所

東京都羽村市の社会保険労務士事務所です 080-9436-2378

info@nrm-office-sr.com
https//nrm-office-sr.com/



編集後記

お隣の福生市では先日、数年ぶりに七夕まつりが 開催されました。

長期化したコロナ禍で、子どもたちは本格的なお祭りを経験したのはほぼ初めて(小さい頃行ったけれど覚えていないのです)。人が多くてゆったりはできなかったものの、あの雰囲気!子どもの喜ぶ顔!やはりうれしいものですね。